

(証券コード 3487)
(発信日) 2026年9月14日
(電子提供措置の開始日) 2026年8月19日

投資主各位

東京都港区虎ノ門二丁目10番1号
CREロジスティクスファンド投資法人
執行役員 伊藤 毅

第8回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は本投資法人に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第8回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年9月28日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）第93条第1項に基づき、現行規約第15条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、**投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、現行規約第15条第1項括弧書き及び第3項に定める場合を除き、本投資主総会における各議案について賛成されたものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。**

（本投資法人現行規約抜粋）

第15条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。
3. 前2項の規定は、(i)以下の各事項に関する議案が投資主総会に提出されることについて本投資法人が本投資法人のウェブサイトにおいて公表した日若しくは招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれ

か早い日から2週間以内に、総発行済投資口の100分の1以上の投資口を6か月以上引き続き有する投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人（招集権者が執行役員若しくは監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方）に通知した場合、又は、(ii)以下の各事項に関する議案について、本投資法人が当該議案に反対である旨を招集通知に記載若しくは本投資法人のウェブサイトにおいて公表した場合には、当該議案については適用しない。

- (1) 執行役員又は監督役員の選任又は解任
- (2) 資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約
- (3) 解散
- (4) 投資口の併合
- (5) 執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除
- (6) 吸収合併契約又は新設合併契約の承認

4. 第1項及び第2項の規定は、本条を変更する規約変更議案については適用しない。

なお、本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の本投資法人ウェブサイト「第8回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の本投資法人ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願いします。また、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての投資主様に対して書面により投資主総会参考書類等をお送りしております。

本投資法人ウェブサイト

<https://cre-reit.co.jp/ja/ir/meeting.html>

また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）ウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（CRE ロジスティクスファンド投資法人）又は証券コード（3487）を入力・検索し、「基本情報」→「縦覧書類/PR情報」→「投資主総会招集通知／投資主総会資料」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願いします。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

敬具

記

1. 日 時：2026年9月29日（火曜日）午前10時00分
（受付開始時刻 午前9時30分）

2. 場 所：東京都港区虎ノ門二丁目9番16号
日本消防会館 2階 大会議室

3. 投資主総会の目的である事項：

決議事項

- 第1号議案：規約一部変更の件
- 第2号議案：執行役員1名選任の件
- 第3号議案：補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案：監督役員2名選任の件
- 第5号議案：補欠監督役員1名選任の件

以上

（お願い）

- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書面によって議決権を行使いただく場合、各議案につき賛否の表示をなされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。
- ◎当日は投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるCREリートアドバイザーズ株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本投資主総会にご出席の投資主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項又は電子提供措置事項を記載した書面を修正する場合の周知方法
電子提供措置事項又は電子提供措置事項を記載した書面に修正が生じた場合は、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を前記の本投資法人のウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載いたしますので、ご了承ください。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案：規約一部変更の件

本投資法人の規約を下記「2 変更の内容」に記載のとおり変更することをお願いするものです。

1 変更の理由

(1) 第31条第1項及び第2項

本投資法人が投資対象とする資産の範囲を拡充する観点から、物流関連施設との親和性が高いと考えられる、企業活動の基盤の用に供されるインダストリアル不動産又はこれらに付随・関連する資産を、本投資法人の投資対象として追加し、これらに関連する規定について必要な修正を行うものです。

(2) 第31条第3項及び第4項並びに第32条第4項及び第5項第7号

投資対象資産の区分について、不動産等及び不動産対応証券を包括する概念として不動産関連資産を定義するものです。

(3) 第32条第5項第6号

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号。その後の改正を含みます。）の改正に伴い、改正後の条文にあわせ関連する規定の変更を行うものです。

(4) 第36条第1項第9号並びに第39条第2号及び第5号

2026年4月1日付で一般社団法人投資信託協会及び一般社団法人日本投資顧問業協会が合併し、一般社団法人資産運用業協会が発足したことに伴い、必要な字句の修正を行うものです。

(5) 第39条の2

「投資法人の計算に関する規則」（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含みます。）の改正に伴い、資産運用報告等の電子提供措置をとるため、必要な規定を新設するものです。

(6) 別紙 資産運用会社に対する資産運用報酬

本投資法人と他の投資法人との合併において、資産運用会社が当該他の投資法人の保有資産等の調査及び評価等の業務を実施し合併の効力が発生した場合には、当該業務に対する対価として資産運用会社に合併報酬を支払う旨の規定を新設するものです。

(7) その他

上記の各変更のほか、必要な字句の修正を行うものです。

2 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
第31条 (投資態度) 1. 本投資法人は、前条に定める基本方針に従い、不動産等（次条第2項に定める資産をいう。以下同じ。）又は不動産対応証券（次条第3項に定める資産をいう。以下同じ。）のうち、主たる用途を、物流関連施設（不動産を構成する建物が物品の輸・配送、保管、備蓄、荷役、梱包、仕分け、流通加工及び情報提供の各機能から構成される企業間物流業務及び販売物流業務に供する諸施設の用途（以下「物流施設用途」という。）のみで構成される単一施設若しくは不動産を構成する建物の各用途の床面積のうち物流施設用途の床面積が最大である複合施設又は不動産を構成する建物が消費者との間の寄託契約に基づき物品の保管の用途（以下「寄託保管用途」という。）のみで構成される単一施設若しくは不動産を構成する建物の各用途の床面積のうち寄託保管用途の床面積が最大である複合施設をいい、これらに付帯する設備及び事務所を含む。以下同じ。）とするもの（物流関連施設が所在する底地（借地権が設定された土地）を含む。）を主な投資対象とする。なお、本投資法人は、将来の物流関連施設の開発を目的として、物流関連施設に供されることが可能な土地（物流関連施設以外の施設が所在する底地を含む。）を投資対象とすることがある。	第31条 (投資態度) 1. 本投資法人は、前条に定める基本方針に従い、不動産等（次条第2項に定める資産をいう。以下同じ。）又は不動産対応証券（次条第3項に定める資産をいう。以下同じ。）のうち、主たる用途を、物流関連施設（不動産を構成する建物が物品の輸・配送、保管、備蓄、荷役、梱包、仕分け、流通加工及び情報提供の各機能から構成される企業間物流業務及び販売物流業務に供する諸施設の用途（以下「物流施設用途」という。）のみで構成される単一施設若しくは不動産を構成する建物の各用途の床面積のうち物流施設用途の床面積が最大である複合施設又は不動産を構成する建物が消費者との間の寄託契約に基づき物品の保管の用途（以下「寄託保管用途」という。）のみで構成される単一施設若しくは不動産を構成する建物の各用途の床面積のうち寄託保管用途の床面積が最大である複合施設をいい、これらに付帯する設備及び事務所を含む。以下同じ。）とするもの（物流関連施設が所在する底地（借地権が設定された土地）を含む。）を主な投資対象とする。なお、本投資法人は、将来の物流関連施設の開発を目的として、物流関連施設に供されることが可能な土地（物流関連施設以外の施設が所在する底地を含む。）を投資対象とすることがある。 <u>また、本投資法人は、企業活動の基盤の用に供されるインダストリアル不動産（工場、データセンターその他の情報通信施設を含むが、これらに限られない。）又はこれらに付随・関連する不動産関連資産（次条第4項において定義する。以下同じ。）にも投資を行うことがある。</u>

現 行 規 約	変 更 案
2. 本投資法人は、地域内総生産、人口分布・消費地との近接性、<u>物流拠点としてのその地域の役割・位置付け等を考慮して、各地域毎の投資比率目標を定め、地域分散を図ったポートフォリオの構築を行う。</u> 3. 本投資法人は、<u>不動産等及び不動産対応証券</u>に投資するに際し、十分なデュー・ディリジェンスを実施し、テナント分散等ポートフォリオ全体で見た各種リスク分散を考慮し、投資環境等に応じ、その投資価値を見極めた上で、投資を行うものとする。 4. 本投資法人は、<u>不動産等又は不動産対応証券等の資産の運用にあたっては、運用する資産の流動性に留意してこれを行うものとする。</u> 5. (記載省略) 第32条 (資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲) 1.～3. (記載省略) 4. 本投資法人は、前二項に掲げる不動産等及び不動産対応証券のほか、次に掲げる特定資産に投資することができる。 (1)～(9) (記載省略) 5. 本投資法人は、必要がある場合には<u>不動産等又は不動産対応証券</u>への投資に付随して以下に掲げる資産に投資することができる。 (1)～(5) (記載省略) (6) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。その後の改正を含む。）に基づく<u>算定割当量</u>その他これに類似するもの又は排出権（温室効果ガスに関する排出権を含む。） (7) 前各号に定めるもののほか、<u>不動産等又は不動産対応証券</u>への投資に付随して取得が必要となるその他の権利 6. (記載省略)	2. 本投資法人は、地域内総生産、人口分布・消費地との近接性、その地域の役割・位置付け等を考慮して、各地域毎の投資比率目標を定め、地域分散を図ったポートフォリオの構築を行う。 3. 本投資法人は、<u>不動産関連資産</u>に投資するに際し、十分なデュー・ディリジェンスを実施し、テナント分散等ポートフォリオ全体で見た各種リスク分散を考慮し、投資環境等に応じ、その投資価値を見極めた上で、投資を行うものとする。 4. 本投資法人は、<u>不動産関連資産等の資産の運用にあたっては、運用する資産の流動性に留意してこれを行うものとする。</u> 5. (現行どおり) 第32条 (資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲) 1.～3. (現行どおり) 4. 本投資法人は、前二項に掲げる不動産等及び不動産対応証券（以下、併せて「<u>不動産関連資産</u>」と総称する。）のほか、次に掲げる特定資産に投資することができる。 (1)～(9) (現行どおり) 5. 本投資法人は、必要がある場合には<u>不動産関連資産</u>への投資に付随して以下に掲げる資産に投資することができる。 (1)～(5) (現行どおり) (6) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。その後の改正を含む。）に基づく<u>国際協力排出削減量</u>その他これに類似するもの又は排出権（温室効果ガスに関する排出権を含む。） (7) 前各号に定めるもののほか、<u>不動産関連資産</u>への投資に付随して取得が必要となるその他の権利 6. (現行どおり)

現 行 規 約	変 更 案
第36条（資産評価の方法、基準及び基準日） 1. (記載省略) (1)～(8) (記載省略) (9) その他 上記に定めがない場合は、投信法、一般社団法人投資信託協会の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行により付されるべき評価額をもって評価する。 2.～3. (記載省略) 第39条（金銭の分配の方針） (1) (記載省略) (2) 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、安定的な分配の維持又は本投資法人における課税負担の軽減を目的として本投資法人が適切と判断した場合、法令等（一般社団法人投資信託協会の定める規則等を含む。）において定める金額を限度として、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として分配することができる。また、分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。さらに、本投資法人は、修繕や資本的支出への活用、借入金の返済、新規物件の取得資金への充当などの他の選択肢についても検討の上、原則として毎期継続的に利益を超えた金銭を分配する方針である。ただし、経済環境、不動産市況、本投資法人の財務状況等を勘案し、利益を超えた金銭の分配を行わない場合もある。	第36条（資産評価の方法、基準及び基準日） 1. (現行どおり) (1)～(8) (現行どおり) (9) その他 上記に定めがない場合は、投信法、一般社団法人資産運用業協会の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行により付されるべき評価額をもって評価する。 2.～3. (現行どおり) 第39条（金銭の分配の方針） (1) (現行どおり) (2) 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、安定的な分配の維持又は本投資法人における課税負担の軽減を目的として本投資法人が適切と判断した場合、法令等（一般社団法人資産運用業協会の定める規則等を含む。）において定める金額を限度として、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として分配することができる。また、分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。さらに、本投資法人は、修繕や資本的支出への活用、借入金の返済、新規物件の取得資金への充当などの他の選択肢についても検討の上、原則として毎期継続的に利益を超えた金銭を分配する方針である。ただし、経済環境、不動産市況、本投資法人の財務状況等を勘案し、利益を超えた金銭の分配を行わない場合もある。

現 行 規 約	変 更 案
(3)～(4) (記載省略) (5) 一般社団法人投資信託協会規則 本投資法人は、前各号のほか、金銭の分配にあたっては、一般社団法人投資信託協会の定める規則等に従うものとする。 (新設) 第41条（業務及び事務の委託） 1.～2. (記載省略) 3. <u>本投資法人の成立後に委託する事務のうち、本投資法人の発行する投資口の募集に関する事務、新投資口予約権無償割当てに関する事務、新投資口予約権原簿及び投資法人債原簿の作成及び備置きその他の新投資口予約権原簿及び投資法人債原簿に関する事務、新投資口予約権証券及び投資法人債券の発行に関する事務並びに新投資口予約権者及び投資法人債権者に係る事務は、適宜、役員会が定める一般事務受託者に対し、当該事務を委託することとする。</u> 別紙 資産運用会社に対する資産運用報酬 1. 報酬体系 (1)～(3) (記載省略)	(3)～(4) (現行どおり) (5) 一般社団法人資産運用業協会規則 本投資法人は、前各号のほか、金銭の分配にあたっては、一般社団法人資産運用業協会の定める規則等に従うものとする。 第39条の2（資産運用報告等の電子提供措置） <u>本投資法人は、投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含む。以下「計算規則」という。）の定めるところに従い、計算規則第81条第1項に定める提供計算書類等に表示すべき事項にかかる情報を、投信法第131条第3項の規定による通知を発出する時から5年間、継続して電磁的方法により投資主が提供を受けることができる状態に置く措置をとる。</u> 第41条（業務及び事務の委託） 1.～2. (現行どおり) 3. 本投資法人の発行する投資口の募集に関する事務、新投資口予約権無償割当てに関する事務、新投資口予約権原簿及び投資法人債原簿の作成及び備置きその他の新投資口予約権原簿及び投資法人債原簿に関する事務、新投資口予約権証券及び投資法人債券の発行に関する事務並びに新投資口予約権者及び投資法人債権者に係る事務は、適宜、役員会が定める一般事務受託者に対し、当該事務を委託することとする。 別紙 資産運用会社に対する資産運用報酬 1. 報酬体系 (1)～(3) (現行どおり)

現 行 規 約	変 更 案
(新設) 2. 報酬の支払時期 (1)～(3) (記載省略) (新設)	(4) 合併報酬 <u>本投資法人と他の投資法人との間の新設合併又は吸収合併（本投資法人が吸収合併存続法人となる場合及び吸収合併消滅法人となる場合を含む。以下同じ。）（以下「合併」と総称する。）において、資産運用会社が当該他の投資法人の保有資産等の調査及び評価その他合併に係る業務を実施し、当該合併の効力が発生した場合、当該他の投資法人が保有する不動産関連資産のうち当該新設合併の新設合併設立法人又は当該吸収合併の吸収合併存続法人が承継し又は保有するものの合併の効力発生日における評価額（効力発生日において評価額の算出が困難な不動産関連資産については、効力発生日の直近の当該不動産関連資産の評価日において算出された評価額）に1.0%を上限とする料率を乗じた額（1円未満切捨て）とする。</u> 2. 報酬の支払時期 (1)～(3) (現行どおり) (4) 合併報酬 <u>合併の効力発生日から3か月以内に支払うものとする。</u>

第2号議案：執行役員1名選任の件

執行役員伊藤毅は、2026年9月30日をもって任期満了となりますので、2026年10月1日付で執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案において、執行役員の任期は、本投資法人の現行規約第19条第2項の規定により、2026年10月1日から2年間とします。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、2026年8月18日開催の役員会において、本投資法人の監督役員の全員の同意をもって提出するものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生年月日)	略 歴 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有投資口数
おか 武 志 (1975年12月30日) [新任]	2000年7月 アメリカン ファミリー ライフ アシュアランス カンパニー オブ コロンバス (日本支店) (現アフラック生命保険株式会社) 入社 2005年3月 モニターグループ東京支店 (現モニターデロイト) 入社 2006年9月 シーエー・モバイル株式会社 (現株式会社CAM) 入社 2007年8月 ストラテジック・パートナーズ株式会社 (現CREリートアドバイザーズ株式会社) 入社 2013年10月 同社 執行役員企画部長 2016年2月 同社 執行役員運用部長 2016年9月 同社 取締役執行役員投資運用部長 2018年9月 CREリートアドバイザーズ株式会社 常務取締役 兼 執行役員投資運用部長 2019年8月 同社 常務取締役 2019年8月 ストラテジック・パートナーズ株式会社 取締役 2020年8月 CREリートアドバイザーズ株式会社 常務取締役投資運用部長 2024年10月 同社 代表取締役副社長 兼 投資運用部長 2025年8月 同社 代表取締役副社長 2026年8月 同社 代表取締役社長 (現任) (常勤)	215口

1. 上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社であるCREリートアドバイザーズ株式会社の代表取締役社長です。その他、上記執行役員候補者と本投資法人との間には特別の利害関係はありません。
2. 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を、投資口累積投資制度の利用及び、CREリートアドバイザーズ株式会社の内部者取引管理規程に基づく承認手続を経た市場からの取得により所有しています。なお、口数は2026年8月18日現在の数値であり、1口未満を切捨てて記載しています。

第3号議案：補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。

補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、第2号議案が可決されることを条件として、本投資法人の現行規約第19条第3項の定めにより、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとします。

また、本議案による補欠執行役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は、2026年8月18日開催の役員会において、本投資法人の監督役員の全員の同意をもって提出するものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生年月日)	略 歴 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有投資口数
こん どう けん 近 藤 健 (1975年3月2日) [新任]	1998年4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 2005年10月 みずほ証券株式会社転籍 2025年4月 株式会社コトラ入社 2026年3月 C R E リートアドバイザーズ株式会社入社 2026年4月 同社 総務部長兼財務統括 2026年8月 同社 執行役員 財務IR部長兼総務部長（現任）	30口

1. 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社であるC R E リートアドバイザーズ株式会社の執行役員財務IR部長兼総務部長です。その他、上記補欠執行役員候補者と本投資法人との間には特別の利害関係はありません。
2. 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口をC R E リートアドバイザーズ株式会社入社以前から所有しています。なお、口数は、2026年8月18日現在の数値であり、1口未満を切捨てて記載しています。

第4号議案：監督役員2名選任の件

監督役員磯部健介及び中村健一の両名は、2026年9月30日をもって任期満了となりますので、2026年10月1日付で監督役員2名の選任をお願いするものです。なお、本議案において、監督役員の任期は、本投資法人の現行規約第19条第2項の規定により、2026年10月1日から2年間とします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
1	いそ べ けん すけ 磯 部 健 介 (1967年9月26日) [再任]	1993年4月 東京弁護士会に弁護士登録 1993年4月 湯浅法律特許事務所（現ユアサハラ法律特許事務所）入所 1997年7月 平川・佐藤・小林法律事務所（現シティユーワ法律事務所）入所 1999年11月 柳田野村法律事務所（現柳田国際法律事務所）入所 2004年3月 シティユーワ法律事務所入所（現任）（常勤） 2016年5月 本投資法人監督役員（現任）（非常勤）
2	なか むら けん いち 中 村 健 一 (1975年7月9日) [再任]	2002年10月 中央青山監査法人入社 2006年4月 公認会計士登録 2007年8月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入社 2009年7月 中村健一公認会計士事務所（現中村健一公認会計士・税理士事務所）所長（現任）（常勤） 2010年8月 税理士登録 2013年5月 株式会社ティムス監査役（現任）（非常勤） 2014年1月 株式会社ヒューマネティクス・イノベーティブ・ソリューションズ・ジャパン監査役（現任）（非常勤） 2016年5月 本投資法人監督役員（現任）（非常勤） 2024年6月 ホーチキ株式会社監査役（非常勤） 2025年6月 ホーチキ株式会社取締役（監査等委員）（現任）（非常勤）

1. 上記監督役員候補者両名は、いずれも本投資法人の投資口を所有しておりません。
2. 上記監督役員候補者両名と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
3. 上記監督役員候補者両名は、いずれも、現在、本投資法人の監督役員として本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しています。

第5号議案：補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠監督役員1名の選任をお願いするものです。

補欠監督役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、第4号議案が可決されることを条件として、本投資法人の現行規約第19条第3項の定めにより、第4号議案における監督役員の任期が満了する時までとします。

また、本議案による補欠監督役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠監督役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生年月日)	略 歴 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
なか お あや こ 中 尾 彩 子 (1975年10月18日) [再任]	2001年11月 株式会社九段都市鑑定（現株式会社九段緒方総合鑑定）入社
	2011年5月 不動産鑑定士登録
	2015年6月 株式会社九段ホールディングス（現株式会社九段緒方ホールディングス）代表取締役（現任）
	2020年11月 株式会社九段都市鑑定（現株式会社九段緒方総合鑑定）取締役（現任）
	2025年11月 株式会社西武不動産投資顧問 投資委員会 外部委員（現任）

1. 上記補欠監督役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
2. 上記補欠監督役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人の現行規約第15条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案乃至第5号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

また、本投資法人現行規約第15条第3項が適用される第2号議案から第5号議案までの各議案につきましては、2026年8月18日現在、同項所定の要件を満たす少数投資主から当該議案に反対である旨の通知はなされておられません。2026年8月18日から2週間以内に同項所定の要件を満たす少数投資主から第2号議案から第5号議案までの各議案に反対である旨の通知がなされた場合には、当該議案について「みなし賛成」の規定は適用されないことになります。当該期間に同項所定の要件を満たす少数投資主から第2号議案から第5号議案までの各議案に反対である旨の通知がなされた場合には、その旨及び当該議案について「みなし賛成」の規定は適用されない旨を本投資法人ウェブサイト (<https://www.cre-reit.co.jp>) に掲載いたします。

以 上

投資主総会会場ご案内図

会場 東京都港区虎ノ門二丁目9番16号

日本消防会館 2階

大会議室

電話 03-6263-9957



交通のご案内

東京メトロ日比谷線

虎ノ門ヒルズ駅 (A2a出口) 徒歩2分

東京メトロ銀座線

虎ノ門駅 (3番出口) 徒歩5分

東京メトロ南北線・銀座線

溜池山王駅 (9番出口) 徒歩7分

東京メトロ南北線・銀座線

溜池山王駅 (14番出口) 徒歩8分